
静岡県営林事業入札心得

1 県営林事業等競争契約入札心得

(趣旨)

第1条 この心得は、静岡悠久の森整備事業及び資源循環林地整備事業（以下「県営林事業」という。）の委託業務（以下「業務」という。）の請負契約について、静岡県が行う競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ順守しなければならない一般的事項を定めるものとする。

(入札保証金)

第2条 入札参加者は、入札金額の100分の5以上の入札保証金を入札の際納付しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合においては、入札保証金の全部または一部の納付を要しない。

- (1) 入札参加者が、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を結んだとき。
- (2) 一般競争入札の公告又は指名競争入札の指名通知（以下「指名通知」という。）に、入札保証金の全部または一部の納付を要しないものとされたとき。

(入札保証金に代わる担保)

第3条 前条の規定による入札保証金の納付は、次の各号に掲げる担保の提供を持って代えることができる。

- (1) 国債
- (2) 地方債
- (3) 政府の保証のある債券
- (4) 知事が確実と認める社債

2 前項各号に掲げる担保の価値は、同項第1号及び第2号に掲げるものにあつては額面金額とし、同項第3号及び第4号に掲げるものにあつては額面金額（発行価額が額面と異なるときは発行価額）の8割に相当する額とする。

(入札保証保険証券の提出)

第4条 入札参加者は、第2条第1項第1号の規定により入札保証金の全部又は一部を納付しないこととする場合においては、当該入札保証保険に関わる証券を提出しなければならない。

(入札の基本的事項)

第5条 入札参加者は、県営林事業仕様書、設計書及び図面等契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければならない。この場合において、県営林事業仕様書、設計書及び図面等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

(公正な入札の確保)

第6条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札にあたって、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意志についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札)

- 第7条** 入札書は、様式第1 - 1号により作成し封印のうえ、表面に「番号、〇〇業務入札書在中」と明記し、裏面に入札者の住所氏名を記載して、公告又は指名通知に示した日時及び場所において、提出しなければならない。
- 2 入札書は、契約担当者においてやむを得ないと認めたときは書留郵便をもって提出することができる。この場合においては、二重封筒とし、表封筒に入札所在中の旨を朱書きし、中封筒の表面に「番号、〇〇業務入札書在中」と明記し、裏面に入札者の住所氏名を記載して入札事務を執行する機関の長あての親展で提出しなければならない。
 - 3 前項の入札書は入札日の前日までに到達しないものは無効とする。
 - 4 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。
 - 5 入札参加者または入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
 - 6 入札参加者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。
 - 7 入札書の金額は消費税抜きの金額を記載すること。

(入札の辞退)

- 第8条** 指名の通知（「入札執行について（通知）」をいう。以下同じ）を受けたものは、入札書を提出するまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- 2 指名の通知を受けた者で、入札を辞退するときは、指名の通知に記載された期限までに様式第2号により理由を記入した「入札辞退届」を、入札執行前にあつては指名を通知した機関の長に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到着する者に限る。）を、入札執行中にあつては入札箱に投入をすること。
 - 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取り扱いを受けるものではない。

(入札書の書換等の禁止)

- 第9条** 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換えまたは撤回をすることができない。

(入札の中止)

- 第10条** 入札辞退等により指名競争入札（公募型を除く。以下この条において同じ。）において、初度の入札に参加しようとするものが1人の場合及び再度の入札に際し、入札者が入札を行う前に参加しようとする者が1人となることを知りうる状況になったときには、入札の執行を取りやめる。

- 2 入札参加者が談合し、又は不穏な行動をなす等、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- 3 開札前において、天災、地変その他やむを得ない理由が生じたときは、入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- 4 指名競争入札にあつては、入札書を提出した者が1人の場合、当該入札は行わなかったものとする。この場合、その入札書は開封しないで返却する。ただし、指名競争入札以外の入札にあつてはこの限りでない。

(開札)

第11条 開札は、入札終了後、直ちに当該入札場所において入札者を立ち合わせて行う。

(入札の無効)

第12条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 入札保証金が所定の額に不足する者のした入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 所定の日時、場所に提出しない入札
- (5) 記名押印を欠く入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 入札金額を訂正した入札
- (8) 談合その他不正の行為により入札を行ったと認められる者の入札
- (9) 同一事項の入札について2以上を入札した者の入札
- (10) 同一事項の入札について自己のほか他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
- (11) 同一事項の入札について2人以上の代理人をした者の入札
- (12) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札した者の入札

(落札者の決定)

第13条 入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格（地方自治法施行令第167条の10の2に規定する契約にあつては、価格及びその他の条件が県にとって最も有利なもの）をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はそのものと契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

- 2 前項ただし書きに該当するおそれがある入札を行った者は、関係職員が行う調査に協力しなければならない。

- 3 第1項の規定にかかわらず、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、特に必要があると認めてあらかじめ最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低価格をもって入札した者を落札者とする。

(再度入札)

第14条 開札した場合において落札者とすべき入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

- 2 次の各号のいずれかに該当する入札をした者は、再度入札に参加することができない。

- (1) 第12条第1項第1号から第4号及び同第8号から第12号までの規定に基づき無効とされた入札
- (2) 前条第3項の規定による最低制限価格に達しない入札

- 3 再度入札において入札参加を辞退しようとする者は、入札書に「辞退」と記載し提出しなければならない。

(再度入札の入札保証金)

第15条 前条の規定により再度入札をする場合においては、初度の入札に対する入札保証金の納付をもって再度入札における入札保証金の納付があったものとみなす。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第16条 落札者となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

- 2 前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない県職員にくじを引かせる。

(入札結果の通知)

第17条 開札した場合において、落札者があるときは、その者の氏名または名称及び金額を、落札者がいないときはその旨を開札に立ち会った入札者に直ちに口頭で知らせる。

(契約の締結)

第18条 落札者は、落札の通知を受けた日から起算して7日以内に、静岡県営林事業執行要領第6条に定められた様式（契約担当者から指示があった場合は、指示された様式）により契約書を作成して契約を締結しなければならない。ただし、契約担当者がやむを得ない理由があると認める場合は、その期間を延長することができる。

- 2 落札者が前項の期間内に契約を締結しないときは、その落札は効力を失う。

- 3 前項の場合において、入札保証金を免除された者は、免除された入札保証金に相当する額の違約金を納付しなければならない。

(契約の確定)

第19条 契約は、契約当事者双方が記名押印したときに確定する。

(入札保証金の返還)

第20条 入札保証金（これに代わる担保を含む。）は、入札終了後、直ちに返還する。ただし、落札者に対しては、当該契約を締結した際に返還する。

（契約保証金）

第21条 落札者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結の際納付しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を要しない。

- (1) 落札者が、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を結んだとき。
- (2) 落札者が、競争入札に参加する者に必要な資格（昭和39年静岡県告示第220号）第6の6の規定による森林整備工事入札参加資格を持つとき。
- (3) 一般競争入札の公告又は指名競争入札の指名通知（以下「指名通知」という。）に、入札保証金の全部または一部の納付を要しないものとされたとき。

（契約保証金に変わる担保）

第22条 前条の規定による契約保証金の納付に代えて担保を提供する場合は、第3条を準用する。

（履行保証証券の提出）

第23条 落札者は、第21条第1項第1号の規定により契約保証金の全部又は一部を納付しないこととする場合においては、当該入札保証保険に関わる証券を提出しなければならない。

（入札保証金の契約保証金への充当）

第24条 契約担当者において必要があると認める場合には、落札者の同意を得て、その者に還付すべき入札保証金を契約保証金に充当することができる。

（異議の申立て）

第25条 入札をした者は、入札後、この心得、仕様書、設計書、図面、契約書式及び現場等についての不明を理由として異議を申立てることはできない。

（準用）

第26条 この規定は、随意契約について準用する。

附 則

この心得は、平成25年9月1日から施行する。

2 県営林生産物（立木）の売払いに係る競争契約入札心得

（趣旨）

第1条 この心得は、静岡悠久の森及び資源循環林地（以下「県営林」という。）における生産物（立木）の売買契約について、静岡県が行う競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ順守しなければならない一般的事項を定めるものとする。

（入札保証金）

第2条 入札保証金は免除する。

（入札の基本的事項）

第3条 入札参加者は、契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければならない。この場合において、条件等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

（公正な入札の確保）

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札にあたって、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意志についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

（入札）

第5条 入札書は、様式第1 - 2号により作成し封印のうえ、表面に「番号、〇〇生産物売払入札書在中」と明記し、裏面に入札者の住所氏名を記載して、公告又は指名通知に示した日時及び場所において、提出しなければならない。

- 2 入札書は、契約担当者においてやむを得ないと認めたときは書留郵便をもって提出することができる。この場合においては、二重封筒とし、表封筒に入札所在中の旨を朱書きし、中封筒の表面に「番号、〇〇生産物売払入札書在中」と明記し、裏面に入札者の住所氏名を記載して入札事務を執行する機関の長あての親展で提出しなければならない。
- 3 前項の入札書は入札日の前日までに到達しないものは無効とする。
- 4 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。
- 5 入札参加者または入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 6 入札参加者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。
- 7 入札書の金額は消費税込の金額を記載すること。
- 8 単価契約の場合は、品名ごとに単位当たりの消費税込の金額を記載すること。

(入札の辞退)

第6条 指名の通知（「入札執行について（通知）」をいう。以下同じ）を受けたものは、入札書を提出するまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 指名の通知を受けた者で、入札を辞退するときは、指名の通知に記載された期限までに様式第2号により理由を記入した「入札辞退届」を、入札執行前にあっては指名を通知した機関の長に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到着する者に限る。）を、入札執行中にあっては入札箱に投入をすること。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取り扱いを受けるものではない。

(入札書の書換等の禁止)

第7条 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換えまたは撤回をすることができない。

(入札の中止)

第8条 入札辞退等により指名競争入札（公募型を除く。以下この条において同じ。）において、初度の入札に参加しようとするものが1人の場合及び再度の入札に際し、入札者が入札を行う前に参加しようとする者が1人となることを知りうる状況になったときには、入札の執行を取りやめる。

2 入札参加者が談合し、又は不穏な行動をなす等、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

3 開札前において、天災、地変その他やむを得ない理由が生じたときは、入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

4 指名競争入札にあっては、入札書を提出した者が1人の場合、当該入札は行わなかったものとする。この場合、その入札書は開封しないで返却する。ただし、指名競争入札以外の入札にあってはこの限りでない。

(開札)

第9条 開札は、入札終了後、直ちに当該入札場所において入札者を立ち合わせて行う。

(入札の無効)

第10条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 所定の日時、場所に提出しない入札
- (4) 記名押印を欠く入札
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (6) 入札金額を訂正した入札
- (7) 談合その他不正の行為により入札を行ったと認められる者の入札
- (8) 同一事項の入札について2以上を入札した者の入札

- (9) 同一事項の入札について自己のほか他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
- (10) 同一事項の入札について2人以上の代理人をした者の入札
- (11) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札した者の入札

(落札者の決定)

第11条 予定価格以上の価格をもって入札した者のうち、最高の価格をもって入札した者を落札者とする。

(再度入札)

第12条 開札した場合において落札者とすべき入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

- 2 第10条第1項第1号から第3号及び同第7号から第11号までの規定に基づき無効とする入札をした者は、再度入札に参加することができない。
- 3 再度入札において入札参加を辞退しようとする者は、入札書に「辞退」と記載し提出しなければならない。
- 4 再度入札の回数は2回を限度とし、この限度内において落札者がいない場合は、入札を打ち切ることにする。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第13条 落札者となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

- 2 前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない県職員にくじを引かせる。

(入札結果の通知)

第14条 開札した場合において、落札者があるときは、その者の氏名または名称及び金額を、落札者がいないときはその旨を開札に立ち会った入札者に直ちに口頭で知らせる。

(契約の締結)

第15条 落札者は、落札の通知を受けた日から起算して7日以内に、静岡県営林事業執行要領第6条に定められた様式（契約担当者から指示があった場合は、指示された様式）により契約書を作成して契約を締結しなければならない。ただし、契約担当者がやむを得ない理由があると認める場合は、その期間を延長することができる。

- 2 落札者が前項の期間内に契約を締結しないときは、その落札は効力を失う。
- 3 前項の場合において、免除されている入札保証金に相当する額の違約金を納付しなければならない。
- 4 売払物件の数量（予定数量）の著しい不足若しくは隠れた瑕疵があっても、県はその責めを負わない。

(契約の確定)

第16条 契約は、契約当事者双方が記名押印したときに確定する。

(契約保証金)

第17条 契約保証金は免除する。

(異議の申立て)

第18条 入札をした者は、入札後、この心得、条件及び現場等についての不明を理由として異議を申立てることはできない。

(その他)

第19条 売払物件の引渡しは、契約を締結し売買代金完納確認後、県職員の立会いのもと現地を確認した後、速やかに行う。なお契約期間内においては、保管場所を無償で使用することができる。

2 単価契約による場合の代金の納入は、契約書に定める搬出期限までに搬出を終了させ、伝票等にて数量を報告し、必要な場合は担当する県職員の立会いのもと現地を確認した後、売渡人の発行する納入通知書に基づき、売渡人が定める期日までに納入する。

3 入札及び契約に関する事務を担当する部署の名称等は以下のとおり。

部署名：

住所：

電話番号：

4 生産物の管理を担当する部署の名称等は以下のとおり。

部署名：

住所：

電話番号：

(準用)

第20条 この規定は、随意契約について準用する。

附 則

この心得は、平成 25 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この心得は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 - 1 号

入札書（第 回）

- 1 入札番号
- 2 件 名
- 3 業務実施箇所

上記の委託業務を、県営林事業等競争契約入札心得を承諾のうえ、下記の金額で請け負いた
いので、申し込みます。

| | | | | | | | |
|------|---|---|---|---|---|---|---|
| 千 | 百 | 拾 | 万 | 千 | 百 | 拾 | 円 |
| 入札金額 | | | | | | | |

年 月 日

発注者 職 名 氏 名 様

住 所

商号又は名称

氏 名

印

※随意契約の場合は入札を見積に置き換える。

様式第 1 - 2 号

入札書 (第 回)

- 1 入札番号
- 2 件 名
- 3 物件所在地

上記の生産物 (立木) 売払を、県営林生産物 (立木) 売払いに係る競争契約入札心得を承諾のうえ、下記の金額で買い受けたいので、申し込みます。

| | | | | | | | | |
|------|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 入札金額 | 千 | 百 | 拾 | 万 | 千 | 百 | 拾 | 円 |
|------|---|---|---|---|---|---|---|---|

年 月 日

売渡人 職 名 氏 名 様

住 所

商号又は名称

氏 名

印

※随意契約の場合は入札を見積りに置き換える。

様式第 2 号

入札辞退届

1 入札番号

2 件 名

上記の入札を辞退します。

(辞退理由)

年 月 日

発注者 (売渡人)

職 名 氏 名 様

住 所

商号又は名称

氏 名

印

※随意契約の場合は入札を見積りに置き換える。

(用紙 日本工業規格 A 4 縦型)

参考様式

委任状

下記の事項につき
を委任します。

㊞を代理人と定め、入札に関する一切の権限

- 1 入札番号
- 2 件 名
- 3 業務実施箇所（物件所在地）

年 月 日

発注者（売渡人）

職 名 氏 名 様

住 所

商号又は名称

氏 名

印